

第26 パッケージ型自動消火設備（令第29条の4、平成16年告示第13号関係）

1 用語の定義

パッケージ型自動消火設備とは、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）及び「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年告示第13号。以下第26において「告示第13号」という。）で規定するものをいう。

なお、この章において、パッケージ型自動消火設備には、当該消防用設備等と同じ消防の用に供する設備等を含むものとする。

2 設置することができる防火対象物の要件

(1) I型

告示第13号第3第1号の規定によるほか、令第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号まで並びに条例第48条第1項第3号及び第4号に掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が10,000㎡以下のもの（5に適合するものに限る。）についても設置することができる。

(2) II型

告示第13号第3第2号の規定によることとし、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分が考えられること。

ア 座面（正面幅がおおむね800mm以上あるもの）及び背面からなるもの

イ 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

なお、布団又はベッドが設置されている防火対象物又はその部分（上記に該当するものを除く。）は、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」に該当しないと考えられること。

3 設置基準

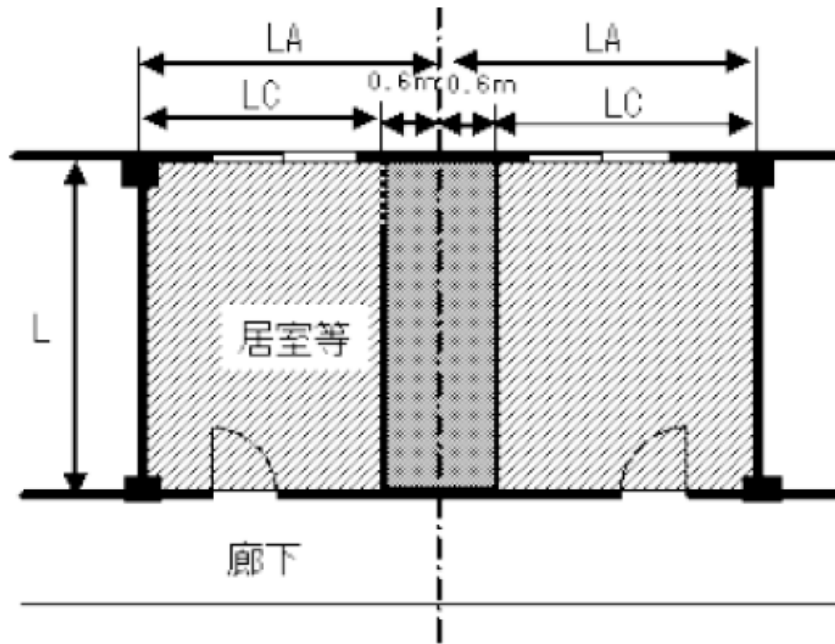
告示第13号第4及び第5の規定のほか、次によること。

(1) 同時放射区域が隣接する場合の取扱い

告示第13号第4第3号により、パッケージ型自動消火設備の防護面積が同時放射区域の面積以上であるものを設置するよう規定されているが、同時放射区画が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は、隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り0.6m長くすることができるものであること。ア 1の居室等を2の同時放射区域とする場合

同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$

この場合において、防護面積は、 $L \times (L C + 0.6)$ とすることができる。（第26-1図参照）



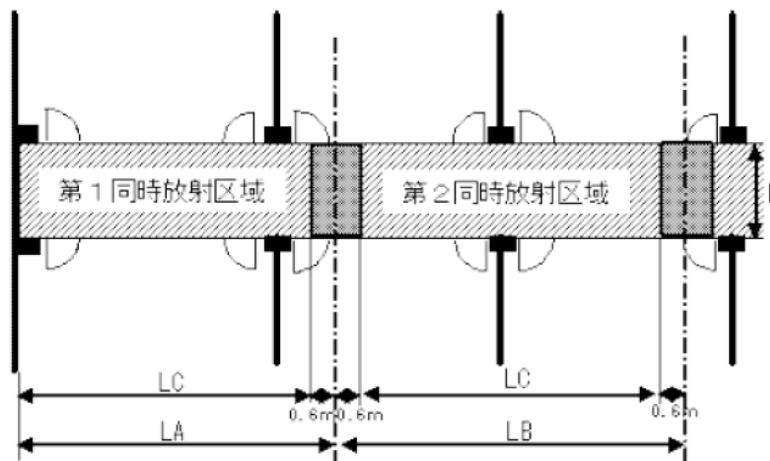
第26-1図

イ 廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合

第1同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

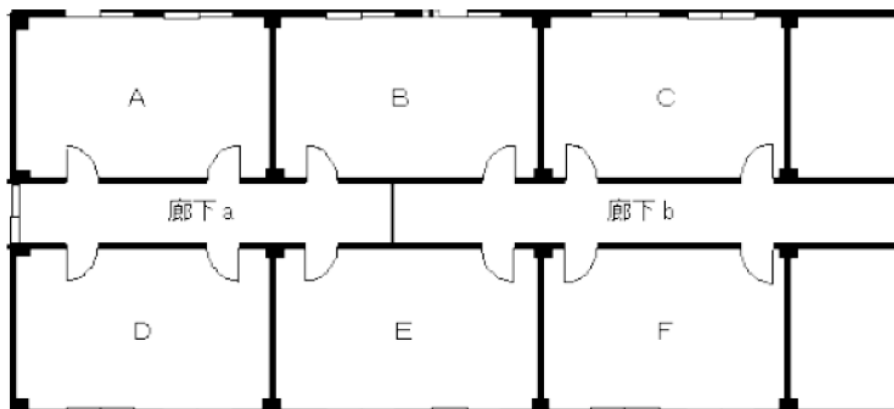
第2同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、防護面積は、それぞれ $L \times ((LC + 0.6)$ 又は $(0.6 + LC + 0.6)$) とすることができる。(第26-2図参照)



第26-2図

(2) 告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。(第26-3図参照)



| | A | B | C | D | E | F | 廊下 a | 廊下 b |
|------|---|---|---|---|---|---|------|------|
| A | — | ○ | | | | | ○ | |
| B | ○ | — | ○ | | | | ○ | ○ |
| C | | ○ | — | | | | | ○ |
| D | | | | — | ○ | | ○ | |
| E | | | | ○ | — | ○ | ○ | ○ |
| F | | | | | ○ | — | | ○ |
| 廊下 a | ○ | ○ | | ○ | ○ | | — | ○ |
| 廊下 b | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | — |

備考1 ○印は、隣接するものを示す。

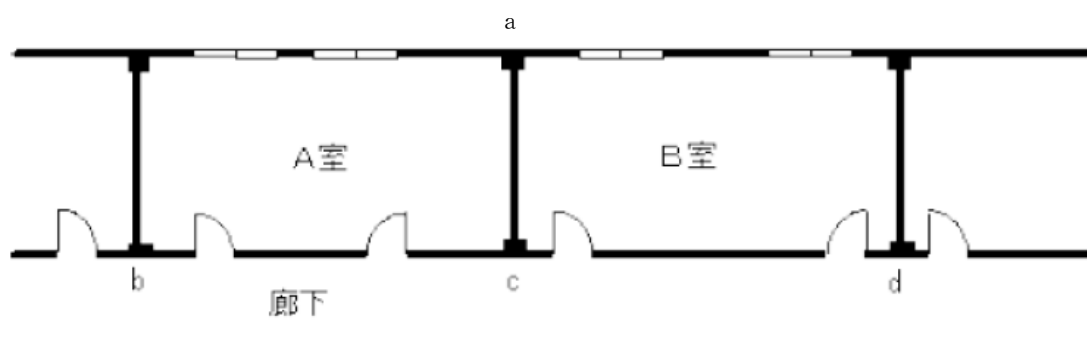
2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13 m²) で区画した場合とする。

3 各室は、一の同時放射区域となっている。

第26-3図

(3) I型の場合において、告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域間の設備を共用」とは、次によること。

ア 第26-4図の左欄に応じ、それぞれ右欄に適合すること。(第26-4図参照)



| | |
|---|---|
| ①A室とB室間において共用できる場合(a-c間 が右の事項を満たす場合) | 耐火構造、準耐火構造又はこれらと同等以上の防 火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該 部分に防火設備が設けられていること。 |
| ②A室又はB室と廊下において共用できる場合(b -c間又はc-d間が右の事項に該当する場合) | 耐火構造、準耐火構造又はこれらと同等以上の防 火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある ときは、当該部分に防火設備が設けられていること。 |

第26-4図

イ 告示第13号第4第6号(1)ハに規定する防火対象物又はその部分に設置されるI型で、同規定の「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」とは、1の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。)等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置をした場合が考えられること。

(ア) 1の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる2以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

(イ) 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が1の同時放射区域において異なる2以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

(ウ) ウにより同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性の垂れ壁が設置されたもの

ウ 告示第13号第4第6号(1)ハに規定する防火対象物又はその部分に設置されるI型で、同規定により隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること。また、イ(ウ)の場合にあっては、同時放射区域の重複が2を超えないこと。(第26-5図参照)

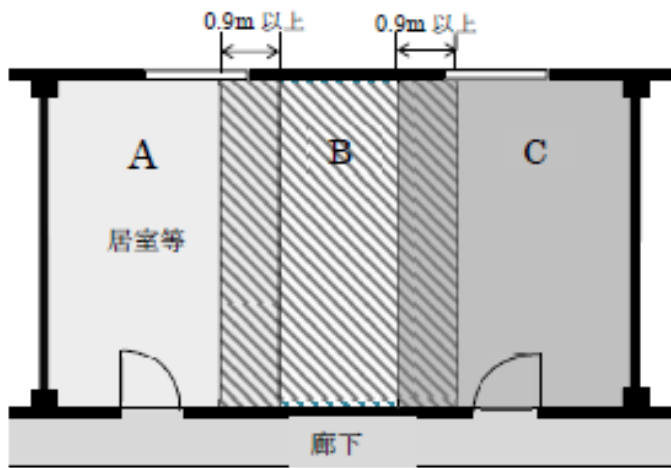


図1 隣接する同時放射区域の設置方法

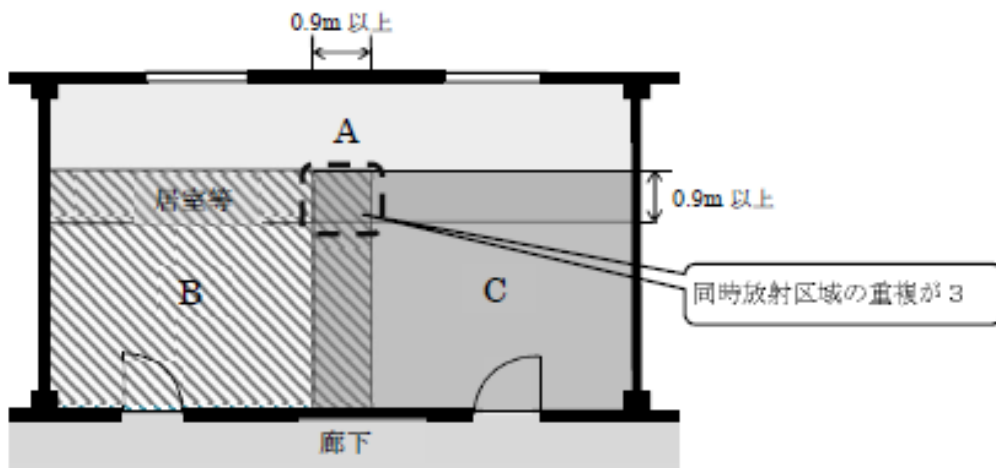


図2 (2)ウの場合において設定できない例①

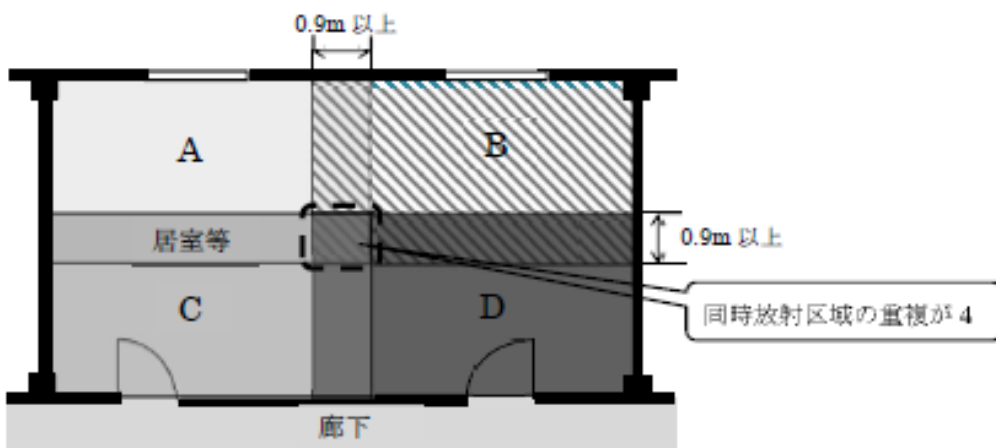






図3 (2)ウの場合において設定できない例②

- 凡例
- | | | | |
|---|----------|---|----------|
|  | 同時放射区域 A |  | 同時放射区域 C |
|  | 同時放射区域 B |  | 同時放射区域 D |

4 機器

認定品とすること。●

5 条例の規定により設置する場合の取扱い

条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用するものとする。

- (1) 令第12条の規定による設置義務である要件を除き、告示第13号に適合していること。
- (2) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。
- (3) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。
- (4) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期に行い、その結果を報告すること。